

千葉県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年 3月 2日

千葉市長 神谷俊一

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
さくら支援ステーション蘇我歯科	千葉市中央区南町 2-9-4 マルエイ第6ビル4F	株式会社訪問歯科 サポート	東京都足立区 東和2-7-5	
変更なし	千葉市中央区南町 2-24-10-402	変更なし	変更なし	

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
太陽薬局	千葉市若葉区 都賀の台2-22-9	さくら薬局株式会社	東京都千代田区 丸の内1-1-1	
さくら薬局 都賀の台店	変更なし	変更なし	変更なし	

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
みつわ薬局	千葉市若葉区若松町 531-252	さくら薬局株式会社	東京都千代田区 丸の内1-1-1	
さくら薬局 千葉若松店	変更なし	変更なし	変更なし	